

(4) 事業所内の設備・物品について

① 事業所の運営上、最低限必要な設備・備品 ・設備

トイレ(車椅子で使用可能なもの)
風呂、脱衣所(車椅子を使用している重度者にも対応できるもの)
台所(厨房)
段差が解消されたフロア、手すり(室内、トイレ、風呂)
昇降機
突発的な泊まりの受け入れができるフリーな部屋
ご家族と相談ができるような部屋

・物品

送迎用車輛
事務用品(パソコン、プリンター、電話、FAX、コピー機、事務机、椅子等)
電化製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、ビデオ等)
リネン関係物品(布団、シーツ、タオル等)
介護用品(車椅子、歩行車、(電動)ベッド等)
台所用品(炊飯器、鍋、食器類等)
利用者の日常生活用品(テーブル、椅子、ソファー)

② 事業所開設当初必要とした経費(改修費、物品購入費等)について

【有効回答数:17】

区分	事業所数	平均値(千円)
I	7	33,929
II	3	4,167
III	7	6,643
合計	17	17,441

(注) 1(2)⑥「土地・建物の状況(改修・増築費用)」と重複する部分があるが、物品購入費、新築及び土地・建物の取得費も含めた全体の経費の平均値を表している。

(5) 関連施設の状況について

①同一法人による関連施設の有無

法人格	総数	I	II	III
a) 無し	4	0	3	1
b) 特別養護老人ホーム	6	6	0	0
c) 介護老人保健施設	3	3	0	0
d) 病院	2	2	0	0
e) 診療所	1	1	0	0
f) ケアハウス	4	4	0	0
g) グループホーム	5	5	0	0
h) デイサービス	8	7	0	1
l) その他	8	3	0	5
不明・未回答	2	0	2	0

②同一敷地内など、隣接する形で建っているもの

法人格	総数	I	II	III
a) 無し	12	4	3	5
b) 特別養護老人ホーム	2	2	0	0
c) 介護老人保健施設	1	1	0	0
d) 病院	0	0	0	0
e) 診療所	1	1	0	0
f) ケアハウス	1	1	0	0
g) グループホーム	2	2	0	0
h) デイサービス	1	1	0	0
l) その他	2	2	0	0

③同一法人による関連施設からの支援及びメリット

○経費面

- 事業所ごとの収支は重視するが、法人トータルで考えて、経営面の支援を受けていくことができる。
- 開設時の運営資金の工面をしてもらうことができる。

○労働力面

- 看護師の配置はないが、緊急時には本体施設へ応援を要請することができる。
- 他施設から、宿直職員を依頼することができる。
- 異動により、職員の人材育成を図っていくことができる。
- 事業所間で、研修(施設実習)を行うことができる。

○運営面

- 情報交換がしやすい。
- 事業所間で、研修(施設実習)を行うことができる。
- 経営面に関しては本部施設が統括し、各事業所は経営面の心配をすることなく介護に専念していくことができる
- 本体施設の行事に参加することができる。
- 利用申込があっても、定員が一杯で受け入れができない場合、同一法人内であれば同じ理念で営業しているため、紹介することができる。

以下の5項目に関しましては、各法人、各事業所より調査票にてご回答いただいた内容について、そのまま転記させていただきました。なお、事業所名、市町村名等の表記につきましては、○
○等の表記に書き換えさせていただいております。
また、同一法人であるため同じ回答であるものについては、1事業所のみを記載しています。

(6) 緊急時の職員配置について

①利用者が急遽”時間延長”や”泊まり”になったとき

<ul style="list-style-type: none"> • ある、なしに関わらず、緊急時に対応するスタッフが勤務表上決めてある。 • 全ての事業を一体的に提供している。 • 当日勤務者の超過勤務や本体施設スタッフに応援を依頼する。 • 自主事業のナイトケアサービスにて対応可。 • 宿直、夜勤スタッフが常駐しているので問題なし。 • 25時間体制で勤務を組んでいるため、対応可能。 • 現状は2名の常勤者が全てを対応している。3名のどちらかが対応することにより、緊急の利用はほぼ受け入れている。非常勤者は、契約している労働時間を変更することが難しい。むしろ事前にわかれば、日数を増やすことの方が可能性がある。 • 緊急時の泊まりについては居住の人が居り、366日毎日夜勤者が配置されているため、その職員が対応する。自主事業で泊まり、時間延長は受けている。 • 居住事業が併設されているので、急な泊まりや時間延長等の場合でも、特別に職員を配置する必要は殆どない。しかし、泊まりや時間延長希望の利用者の状態が悪く、現状の職員配置で対応が困難と思われるときは、管理者、理事長、又は常勤職員で対応している。病気、怪我により勤務できなくなったときの穴埋めについては、長期間に渡る場合には、小規模事業所であるがために大変な痛手となる。 • 基本的には管理職が出勤する。それが出来ないときは休みの職員に出勤してもらう。 • 基本的に24時間366日の体制をとっているので、利用者の緊急利用にある程度対応できる体制をしている。緊急時にもいくつかのパターンがある。すでにそのパターンをある程度、類型化しているので、柔軟に対応できる勤務表をあらかじめ作成している。例えば、早出遅出を体制化している。 • 泊まり希望の利用者があるときは、スタッフの中で都合のつく人に一緒に泊まってもらう。都合のつくスタッフがいないときは、事業主が泊まることが多い。 • 11人の利用者に対し多めにスタッフを配置しているため、緊急時にも対応できている。 • スタッフを多めに配置しているため、いつでも急な泊まりには対応している。 • 当日休みの勤務者に依頼して対応している。 • 急なお泊りの場合は、日勤しているスタッフの中で都合のつく職員が対応にあたる。 • 現在、私どもの事業所では小規模多機能サービスは行っていません。しかし、今後、必ずや小規模多機能サービス型に移行していくと思われるし、行わなければならないと考えております。パート職員の多い中、急な勤務変更はなかなか難しいと思われます。やはり管理職かある程度責任のあるポストの職員が対応するようになるのではないかと思います。 • 必要以上の職員を配置しているため、困らない。

②急遽「通所」の予定をキャンセルし、「ホームヘルパー」を依頼してきたとき

<ul style="list-style-type: none"> • 宅老所内で工夫し対応、または、法人内訪問介護ステーションと相談。 • 当事業所よりケアマネに連絡、調整を依頼する。 • 同一法人の他事業所ヘルパーにて対応可。 • 当日の勤務者の中で調整をつける(早出、時間延長勤務等)。 • 関連事業所に訪問看護事業所もあり、手配できると思う。 • ヘルパーが即対応する(常勤が対応する場合が多い)。また、ケアマネージャーに連絡し即対応する。 • 担当ケアマネージャーに連絡を取り、対応している。

③職員が病気などで急遽休みになったとき

• 宅老所内での勤務変更で対応、あるいは、他宅老所や法人内から援助あり。
• パート職員に出勤してもらう。その他公休の職員が出勤しフォローする。
• デイサービス職員配置が4名で固定されているので、利用人数により配置人数調整可能。
• 当日の勤務者の中で調整をつける(早出、時間延長勤務等)。
• 休日職員に連絡し出勤してもらう。当日勤務の職員に延長勤務をお願いする。
• 職員間で話し合う。お互いが融通し合う(職員を多く配置している)。
• 職員の病欠などにも対応できるように職員を加配した勤務表を作成しているが、それでも対応できないときは、休みの職員に出勤してもらうようにしている。
• 当日休みの職員に連絡を取り、都合をつけて出勤してもらうなどの対応をしている。
• スタッフの急病については、休みの職員の中で都合がつく者が休みを変更して対応するか、パート職員に出勤日を変更してもらう。
• 勤務予定の職員が急病等で休まなければならないときなどは、他の職員が対応できるよう人員を配置している。